

市第124号議案

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号及び第4号中「女子職員」を「女性職員」に改め、同項に次の5号を加える。

- (1) 公民権行使休暇 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (2) 公の職務執行休暇 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
- (3) 育児時間 職員（男性職員にあっては、人事委員会規則で定める職員を除く。）が生後1年6月に達しない子を育てる場合
- (4) 配偶者の出産のための休暇 男性職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第5条第1項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合
- (15) 男性職員の育児参加休暇 男性職員の配偶者が出産する場合

であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（子に準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。）を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

第5条第1項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項に5号を加える改正規定（裁判員に係る部分に限る。）は、平成21年5月21日から施行する。

（横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「（育児時間）」を「（育児時間（横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）第4条第1項第13号に規定する育児時間をいう。））」に改める。

提 案 理 由

特別休暇として公民権行使休暇等を新設する等のため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正したいので提案する。